

松戸市高齢者補聴器購入費用助成について

令和7年6月
受付開始

聴力の低下により、周囲の人々とのコミュニケーションが難しくなるなど、生活に支障が生じている高齢者の方々が、補聴器を利用することによって生活の質が向上し、社会参加の意欲が高まります。松戸市では、住み慣れた地域で、いきいきと自分らしい生活を送れるよう、補聴器購入費の一部を助成します。

補聴器の購入費用の一部(上限30,000円)を助成します(要件あり)
(令和7年4月以降の補聴器購入が助成の対象です)

対象者

次の要件をすべて満たしている方



- 補聴器購入費日時点で、松戸市に住民票がある65歳以上の方
- 市民税非課税世帯の方
- 耳鼻咽喉科の医師により、補聴器使用が必要と診断された証明がある方
- 聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていない方(申請中の方も助成対象外)
- 過去にこの助成を受けていない方

※ 片耳、両耳問わず上限は30,000円

※ 申請件数が予算上限に達した場合は、受付を終了します。

補聴器販売店様

購入時に関するお願い

- 上記の補聴器購入費用助成の要件を満たした方、またはその可能性がある方が、補聴器を購入する場合は、領収書の作成をお願いいたします。

購入日・購入者氏名・金額・製品名(型番)・品番・販売店名

※助成対象は、医療機器認定を受けている補聴器本体購入費のみです。(集音器・付属品購入費、修理費用やメンテナンス費用は対象外です)

購入後に関するお願い

- 補聴器購入後に、「補聴器が合わない」と、慣れる前に補聴器の装着をやめてしまう方がいることから、メンテナンスや調整の相談などのご対応をお願いします。
- 購入時には、補聴器は購入後も調整が必要で、すぐに聞こえるようになるわけではないなど、補聴器装着の注意点についてもお伝えください。

※ 松戸市では、補聴器が必要と医師から診断を受けた方が、購入後も継続して補聴器を使用することで、生活の質が向上し、社会参加の機会が維持・増加できるように聞こえの支援の体制を構築しています。

申請までの流れ

補聴器の購入費用の一部(上限30,000円)を助成します
(令和7年4月以降の補聴器購入が助成の対象です)

1

市に相談

2

申請書(2種)を入手

- 申請書(第1号様式)
- 医師の証明書(第2号様式)

市ホームページからダウンロード、または、市担当課で受取る。

3

耳鼻咽喉科を受診・検査

「医師の証明書(第2号様式)」を持参の上受診し、医師に証明書の作成を依頼(文書料は自己負担)する。

4

補聴器を購入

補聴器販売店で補聴器を購入し、「領収書」を受取る。

※「領収書」は、購入日・購入者氏名・品名・型番・金額・事業所名・事業所印の入っているもの

5

必要な書類をそろえて申請(郵送可)

次の書類を添えて、下記申請先まで郵送(対象用品購入後、2週間以内を目安に申請)。申請受付は、補聴器を購入した日の翌日から起算して1年以内。

- 申請書(第1号様式)
- 医師の証明書(第2号様式)
- 補聴器の領収書
- ※必要な方のみ 市区町村民非課税証明書

6

決定通知、助成費用のお振込み

申請書の確認後、高齢者支援課から決定通知を送付し、その後ご指定の口座にお振込みいたします。

補聴器の購入店舗について

補聴器は、医療機器認定を受けている補聴器の取扱いがあり、見積書・領収書の作成をしていただける店舗であれば、市内外を問わず、どの店舗でも購入していただけます。

但し、インターネットで購入した場合は助成の対象外となります。

※本助成制度に該当せず、医療費控除の申請を検討している方が来所された場合は、「認定補聴器専門店」または「認定補聴器技能者」が在籍する販売店での購入が必要であることをご案内下さい。



[日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会ホームページ参照](#) →

「補聴器購入者が医療費控除を受けるために」参照

お問い合わせ
申請先

高齢者支援課

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

電話 047-366-7346